

記載例

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

群馬県高崎市 長 殿

受理 令和 年 月 日	
第 号	
通知(送付) 令和 年 月 日	
第 号	
書類調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附 票	住民票
通 知	

離婚届と同時に転入・転居届をするときは新しい住所を書いてください。

夫の氏を称している夫婦ならば夫、妻の氏ならば妻が筆頭者です。

婚姻前の戸籍にもどるか、一人だけの新しい戸籍をつくるか選んでください。

親権者となる者の欄に未成年の子の氏名を書いてください。相違がなければ夫妻それぞれが口にチェックを入れてください。

裁判による離婚の場合には、裁判が確定した日を含め10日以内に裁判の申立人側が届出をしてください。(10日経過後は、相手方からも届出ができます。)

(フリガナ) 氏 名	夫 タカサキ イチロウ	妻 タカサキ ハナコ
生 年 月 日	昭和54年 3月 20日	昭和57年 6月 7日
住 所	群馬県高崎市高松町 1番地1	夫に同じ 群馬県前橋市大手町二丁目 12番1号
本 籍	群馬県高崎市高松町35 番地 1	
父母及び養父母の氏名	夫の父 伊勢崎 大吉	妻の父 桐生 公平
父母との続き柄	母 高崎 花江	母 桐生 桜子
養父	高崎 たけし	養父
養母		養母
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	父(夫)が親権を行う子 高崎 太一 母(妻)が親権を行う子 高崎 友子、高崎 達郎	
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
協議離婚で親権者の定めをした場合	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。	
調停離婚の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思を理解し、真意に基づいて合意した。	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することがあります。

- 調停離婚のとき→調停調書の謄本
- 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚のとき→和解調書の謄本
- 認諾離婚のとき→認諾書の謄本
- 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

屋間連絡が取れる電話番号を記入してください。

連絡先	夫	027 (321) 1234
	妻	090 (1234) 5678

(6) 同居の期間	平成28年 6月 から 令和8年 4月 まで
(7) 別居する前の住	<input checked="" type="checkbox"/> (夫)の住所と同じ 番地 番号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯
(9) 夫妻の職業	夫の職業
(10) 届出人署名	夫 高崎 一郎 印 妻 高崎 花子 印

届出人および証人の押印は任意です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名	藤田 三郎 印 安中 雅美 印
生 年 月 日	昭和52年 10月 7日 昭和44年 2月 20日
住 所	群馬県高崎市下小鳥町 76番地 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909番地
本 籍	群馬県高崎市下小鳥町 76 番地 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地

婚姻時に氏を改めた者が、離婚後も引き続き婚姻中の氏を称する場合には、この離婚届と一緒に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届出)」を提出してください。なお、離婚届の提出後、婚姻前の氏(旧姓)にもどった者は、離婚後3か月以内であれば、離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届出)を届け出すことができます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項)を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話やメールで交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをすることの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

未成年の子、経済的に自立していない子(未成年に限らない)がいるときは、該当する項目の口にチェックを入れてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

【離婚届と同時に住所異動する場合】
 以下のものを用意し、月曜日～金曜日(祝日を除く)の業務時間内に住民異動届とともに提出してください。(ご持参いただくもの)
 ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ)
 ・転出証明書(特例転出を除く市外からの転入者のみ)
 ・国民健康保険資格確認書等(加入者のみ)

(お問い合わせ先)
 ・高崎市役所本庁市民課
 ・各支所市民福祉課
 (倉淵、箕郷、群馬、新町、榛名、吉井)

高崎市HP

協議離婚(夫婦の話し合いでの離婚)のときは、成年者2人の証人が必ず必要です。夫・妻の父母兄弟、ご友人も証人になれます。署名から本籍まで、空欄がないよう記入してください。

